本号で公布された主な条例のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第52号）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち新潟県建築審査会の委員の任期の基準に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

(1) 新潟県建築審査会条例（第１条関係）
(2) 新潟県手数料条例（第２条関係）
(3) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第３条関係）
(4) 新潟県知事の権限に属するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等に基づく事務の処理の特例に関する条例（第４条関係）
(5) 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（第５条関係）
(6) 新潟県認定こども園の要件等に関する条例（第６条関係）

2　施行期日

この条例は、平成28年４月１日から施行することとしました。

◇県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第53号）

1　県から市町村への事務の移譲

地方自治法等の規定による事務処理の特例制度に基づく市町村への事務の移譲に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。

(1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第１条関係）
(2) 新潟県福祉のまちづくり条例（第２条関係）
(3) 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（第３条関係）
(4) 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（第４条関係）

2　施行期日

この条例は、平成28年４月１日から施行することとしました。

◇職員の退職管理に関する条例（新潟県条例第54号）

1　趣旨

この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めることとしました。(第１条関係)

2　再就職者による依頼等の規制

本庁副部長、所属長（本庁課長、地域振興局部長）等の職に就いていたことのある再就職者に対し、在職時の職務に関する現職職員への依頼等を禁止することとしました。(第２条関係)

3　任命権者への届出

退職時に課長級以上であった職員が退職後に再就職した場合に再就職情報の届出を義務付けることとしました。(第３条関係)

4　施行期日

この条例は、平成28年４月１日から施行することとしました。

◇新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例（新潟県条例第56号）

1　特定個人情報の利用の制限

特定個人情報を目的外に利用することができる場合を定めることとしました。(第10条の２関係)

2　特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求

本人及び未成年者又は成年被後見人の法定代理人以外に本人の委任による代理人が特定個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求することができることとしました。(第15条及び第33条の２関係)

3　施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成28年１月１日から施行することとしました。

◇新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（新潟県条例第57号）

１　趣旨

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めることとしました。（第１条関係）

２　個人番号の利用範囲

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で規定されていない事務において、個人番号を利用することができる事務を定めることとしました。（第２条及び別表第１関係）

(2) 県の同一の執行機関内において特定個人情報を利用することができる場合を定めることとしました。（第２条及び別表第２関係）

３　特定個人情報の提供

県の他の執行機関に特定個人情報を提供することができる場合を定めることとしました。（第４条及び別表第３関係）

４　施行期日

この条例は、平成28年１月１日から施行することとしました。

◇新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第60号）

１　手数料の改正

介護支援専門員実務研修事務手数料及び介護支援専門員更新研修事務手数料について、積算根拠の見直しに伴い、手数料の額を引き上げることとしました。（別表関係）

２　施行期日

この条例は、平成28年４月１日から施行することとしました。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第65号）

１　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、次の条例の規定のうち特定遊興飲食店営業の許容地域等に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

(1) 新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（第１条関係）

(2) 新潟県青少年健全育成条例（第２条関係）

(3) 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（第３条及び第４条関係）

(4) 新潟県暴力団排除条例（第５条関係）

２　施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成28年６月23日から施行することとしました。